

## 大阪市海浜施設条例の一部を改正する条例案

大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出しを「(使用等の許可)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条の3の見出しを「(使用許可等の制限)」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条中第2項を削る。

第4条の4の見出しを「(使用許可等の取消し等)」に改め、同条中「鶴浜緑地の運動場の使用」を「第4条の2第1項若しくは第2項」に、「その使用」を「当該許可に係る施設の使用」に、「鶴浜緑地の運動場から」を「当該施設から」に改め、同条第1号中「第4条の2」を「第4条の2第1項又は第2項」に改め、同条第2号中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第4条の5中「第4条の3第1項第4号」を「第4条の3第4号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(使用等の期間)

第4条の6 鶴浜緑地の運動場の使用期間は、7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 施設の占有期間は、5年以内とする。

第8条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第1項中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改め、同条第4項中「使用料」を「占有料の算定方法並びに使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第4条の2第2項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、別表第3に

定める占用料を納付しなければならない。

第8条の2の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「使用料」を「使用料等」に改める。

第9条の見出しを「(使用料等の還付)」に改め、同条中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1号中「第4条の2又は」を「第4条の2第1項若しくは」に、「いう。）」を「いう。)又は占用者」に、「使用が」を「使用又は第4条の2第2項の許可に係る占用(以下「使用等」という。)が」に改め、同条第2号中「第10条第4号」を「次条第5号」に改め、同条第3号中「使用者」を「使用者又は占用者」に、「使用開始」を「使用等の開始」に、「第4条の2」を「第4条の2第1項若しくは第2項」に改める。

第11条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第4条の2第2項の規定に違反した者

別表第2中「510円」を「670円」に、「1,020円」を「1,340円」に、「7,560円」を「8,040円」に、「3,000円」を「3,050円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第8条関係)

1	電柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの		
	1本につき	1年	4,200円
2	電話柱並びにその支柱及び支線柱その他これらに類するもの		
	1本につき	1年	4,200円
3	変圧塔、送電塔その他これらに類するもの		
	1平方メートルまでごとに	1年	7,500円
4	公衆電話所		
	1平方メートルまでごとに	1年	7,500円

5	線類による占用		
	1メートルまでごとに	1年	900円
6	変圧器		
	1平方メートルまでごとに	1年	7,500円
7	郵便差出箱及び信書便差出箱		
	1平方メートルまでごとに	1年	7,500円
8	ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		
	外径が0.4メートル未満のもの		
	1メートルまでごとに	1年	900円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		
	1メートルまでごとに	1年	2,200円
	外径が1メートル以上のもの		
	1メートルまでごとに	1年	4,500円
9	通路その他これに類するもの		
	1平方メートルまでごとに	1年	1,240円
10	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工 事用材料の置場		
	1平方メートルまでごとに	1月	1,600円

#### 附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成30年5月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市海浜施設条例別表第2の規定は、平成30年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

海浜施設の占用の許可に関し必要な事項を定めるとともに、同施設における行為の許可に係る使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市海浜施設条例 (抄)

(使用 の許可)  
使用等

第4条の2 省 略

2 施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可 の制限等)  
使用許可等 制限

第4条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないものとする。

(1)-(5) 省 略

2 鶴浜緑地の運動場の使用は、引き続き7日を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可 の取消し等)  
使用許可等

第4条の4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、鶴浜緑地の運動場の使用  
第4条の2第1項若しくは第2項

の許可を取り消し、その 使用を制限し、若しくは停止し、又は鶴浜緑地の運  
当該許可に係る施設の 当該施設

動場からの退場を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第4条の2第1項又は第2項の許可を受けたとき

(2) 前条第1項各号に定める事由が発生したとき

(3) 省 略

(意見の聴取)

第4条の5 市長は、必要があると認めるときは、第4条の3第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(使用等の期間)

第4条の6 鶴浜緑地の運動場の使用期間は、7日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 施設の占有期間は、5年以内とする。

(使用料 )  
使用料等

第 8 条 第 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

2 省 略

3 第 4 条の 2 第 2 項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、別表第 3 に定める占有料を納付しなければならない。

3 省 略  
4

4 占有料の算定方法並びに使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）の徴収方法は、市  
5

規則で定める。

(使用料 の減免)  
使用料等

第 8 条の 2 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料 を減免す  
使用料等

ることができる。

(使用料 の還付)  
使用料等

第 9 条 既納の使用料 は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料  
使用料等

の全部又は一部を還付することがある。

等

(1) 災害その他第 4 条の 2 又は 第 7 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」と  
第 1 項若しくは

いう。）又は占有者の責めに帰すことのできない特別の事由により第 4 条の 2 又は  
第 1 項若しく

第 7 条第 1 項の許可に係る使用又は第 4 条の 2 第 2 項の許可に係る占有（以下「使用等」  
は

という。）ができなくなったとき

(2) 第10条第4号に該当するものとして同条の規定により第 7 条第 1 項の許可を取り消し、若  
次条第5号

しくはその効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき

(3) 使用者又は占有者が使用開始 前に第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項  
使用等の開始

の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき

(4) 省 略

(罰 則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第4条の2第2項の規定に違反した者

(1)-(3) 省 略

(2) (4)

別表第2 (第8条関係)

種 別		単 位	期 間	使用料
集会その他これに類するもの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	省 略	省 略	510円 670円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			1,020円 1,340円
ロケーションのための占用		省 略	省 略	7,560円 8,040円
広告物掲出のための占用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	省 略	省 略	3,000円 3,050円
	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

別表第3 省 略